

話題あれこれ

小田急多摩線延伸で

東京都・小池知事に要望

1月16日(月)、小田急多摩線延伸促進議員連盟(会長・久保田義則相模原市議、相模原市・町田市・厚木市・愛川町・清川村の議員123名で構成)の役員は東京都庁を訪れ、小池百合子知事に宛てた「小田急多摩線延伸の早期実現を求める要望書」を提出しました。東京都の都市整備局都市基盤部



要望書を読み上げる久保田会長(左)

長と交通企画課長と懇談しました。東京都議会からも副議長と都議会議員が参加しました。

小田急多摩線の延伸については、相模原市を中心に自治体や住民が、相模原市・町田市を通じて、さらに愛川町、厚木市まで伸ばそうと運動を進めています。

厚木市議会は促進議員連盟に平成24年5月に加盟しています。

国内の交通政策を審議する国土交通省の交通政策審議会が昨年4月に答申を出し、小田急多摩線唐木田駅から上溝駅までの延伸計画を「意義ある事業」と位置付けました。関係

者は悲願達成への大きな一歩と歓迎しています。

都の都市基盤部長は「答申により一段進んだ。収支採算性の課題について各行政区の沿線開発で需要を喚起してほしい。鉄道事業は期間、費用、労力がかかる。費用負担の分担など今後協議したい」と答えました。

各議会の代表がそれぞれの思いを話しました。今回は全部で18人が参加。厚木市議会からは釘丸久子議員他2名が参加しました。

同連盟はこれまでも、国土交通省や鉄道事業者、国会議員への要望活動を毎年行ってきました。神奈川県への要望活動は1月19日です。



声に出して読んでください、日本国憲法 ② 第一章 天皇

現行憲法と自民党改憲草案を比べてみると

現行・日本国憲法

第一章 天皇

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。



第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

自由民主党
日本国憲法改正草案

第一章 天皇

第一条(天皇)
天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第六条(天皇の国事行為等)
4 天皇の国事に関する全ての行為には、内閣の進言を必要とし、内閣がその責任を負う。ただし、衆議院の解散については、内閣総理大臣の進言による。

(新設)

第三条(国旗及び国歌)

1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。
2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。

第四条(元号)

元号は、法律の定めるところにより、皇位の継承があつたときに制定する。

党議員団より

第一章では「天皇」について規定しています。

「日本国の象徴」が「日本国の元首」となっています。

天皇の行為について「助言と承認」を「進言」に代えています。「助言」は傍らから意見を添えて助けることで、「進言」とは上位の人に意見を申し上げることです。

日の丸・君が代の規定(三条)が天皇の章(一章)に新設されており、天皇制と不可分です。

現在の国旗国歌法の審議の時には「強制しない」としていましたが、自民党草案は尊重義務を課しています。

元号を憲法に規定します。これでは西暦使用に制限が出るのは明らかです。

皇位の継承は今話題になっています。